

# 総務文教常任委員会

令和2年11月30日(月)

本会議終了後

第3委員会室

## 1 開議

## 2 事務局日程説明

## 3 議案審査

### 市長公室

(1) 第9号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 第10号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<説明～質疑>

## 4 討論～採決

(休憩)

## 5 委員長報告の確認

## 6 その他

## 総務文教常任委員会委員長報告（令和2年11月30日）

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告します。

まず、第9号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づく国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これも、人事院勧告に基づく国の給与改定措置に準じ、本市職員の給与に関し、期末手当の支給割合を改正し、会計年度任用職員については令和2年12月に支給する期末手当の特例を設けるとともに、人事院規則の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を設けようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります但本委員会の報告とします。